

鳴門市鳴門高等学校奨学金給付事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の県立高等学校である徳島県立鳴門高等学校（以下「鳴門高等学校」という。）において、「教職特別講座（エデュケーションプログラム）」（以下単に「教職特別講座」という。）を受講し、教員を目指す成績優秀な生徒の確保に努め、鳴門高等学校の魅力向上を支援することで学校存続を図り、もって地域活性化及び定住促進に大きな役割を果たすことを目的として、予算の範囲内において奨学金を給付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(給付対象者)

第2条 奨学金の給付対象者は、鳴門市内に在住する学業やその他生活面・部活動面・ボランティア活動等模範となる生徒であって、次の各号の区分ごとに、それぞれ当該各号の要件を満たす者とし、各学年で上限10人とする。

- (1) 奨学金の給付申請時に中学3年生 鳴門高等学校に進学を希望する中学校卒業見込みの者で、当該中学校長から推薦を受け、鳴門高等学校入学後、教職特別講座を受講し、同講座の単位を取得しようとする学業優秀な生徒
- (2) 奨学金の給付申請時に鳴門高等学校1年生・2年生 次年度において教職特別講座を受講し、同講座の単位を取得しようとする者で、特に成績優秀な生徒

(給付額及び給付期間)

第3条 奨学金の給付額は、月額20,000円とし、在学する3年間のうち各学年ごとに給付者を決定して給付する。

(給付手続)

第4条 奨学金の給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、鳴門市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）に別に定める期間内に申請するものとし、次に掲げる書類を添えて、市教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 中学3年生
 - ア 推薦書（様式第1号）
 - イ 自己推薦書（様式第2号の1）
- (2) 高校1年生・2年生
 - ア 自己推薦書（様式第2号の2）
 - イ 成績がわかる書類

(決定及び給付方法)

第5条 市長は、前条の申請者のうちから第2条（1）の者については鳴門市中学校校長会において検討し、鳴門市鳴門高等学校奨学金審査委員会での助言に基づき市教育委員会が審査して決定し、第2条（2）の者については鳴門市鳴門高等学校奨学金審査委員会での助言に基づき市教育委員会が審査して決定し、奨学生決定通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

- 2 前項の規定により決定を受けた申請者（以下「奨学生」という。）は、奨学金給付申請書（様式第4号）に誓約書（様式第5号）を添えて、市長に提出するものとする。
- 3 中学3年生で申請をした者は、鳴門高等学校への合格が決定した際は、速やかに合格した旨がわかる書類を市教育委員会に提出しなければならない。
- 4 奨学金は、当該年度分のうち6か月分をまとめて4月頃及び11月頃に奨学生が指定する本人又は保護者名義の口座に振込することにより給付する。ただし、特別な事情がある場合はこの限りでない。
- 5 奨学生は、奨学金の給付を受ける年度の9月に現況届（別記様式第6号）を市教育委員会に提出しなければならない。
- 6 奨学生は、奨学金を受給する年度末までに、教職特別講座の単位を取得したことがわかる書類を提出しなければならない。

（異動の届出）

第6条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに異動届（様式第7号）により市教育委員会に届け出なければならない。

- (1) 休学、停学、留年、退学及び転学したとき。
- (2) 奨学金の受給を辞退するとき。
- (3) 振込口座の変更を行うとき。
- (4) 改姓、保護者の変更又は住所の変更が生じたとき。
- (5) その他申請内容に重要な変更が生じたとき。

（給付停止及び給付中止）

第7条 市長は、奨学生が休学、停学、留年、退学、転学等により教職特別講座の単位の取得が見込めないと判断した場合又は鳴門市内に在住しなくなった場合は、奨学金の給付を停止し、又は中止することができる。

（給付決定の変更及び取消し）

第8条 市長は、前2条により給付決定を変更し、又は取り消す必要が生じた場合は、奨学金給付取消・変更決定通知書（様式第8号）により通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により奨学金の給付を変更し、又は取り消した場合において、既に当該変更又は取消しに係る部分の奨学金が給付されているときは、当該部分の奨学金を返還させることができる。

（返還）

第9条 市長は、偽りその他不正な手段により奨学金の給付を受けた奨学生があるときは、既に給付した奨学金の全部又は一部を返還させることができる。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年1月1日から施行する。